

入札公告

委託業務について、一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

令和7年9月16日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する事項

- 1 業務名
可変式標識保守点検委託
- 2 業務場所
奈良県大和郡山市八条町372番地1 高速道路交通警察隊 外23か所
- 3 業務内容
可変式標識（中央装置・回線集約装置を含む）の保守点検
- 4 業務期間
契約締結日から令和8年3月30日まで
- 5 入札方法
 - (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
 - (2) 入札は、奈良県物品電子入札等システム（以下「電子入札システム」といいます。）を利用して行います。（「奈良県物品電子入札等システム ポータルサイト」http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htmから確認できます。）
 - (3) 郵便入札の可否 否
 - (4) その他詳細は、入札説明書によります。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- 3 奈良県物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q7 諸サービス」で業務内容が「交通信号機保守等」で登録され、かつ、次に掲げる配置技術者に関する条件を全て満たしている者であること。

配置技術者に関する条件

次の条件を満たす技術者をこの委託業務を行う期間中1名以上配置できること。

- ア 別表1の資格を有する者
 - イ 過去10年以内に交通信号機の制御機、可変式標識の制御機等の保守に係る委託業務の従事経験を有する者
 - ウ 入札の申込みのあった日以前に3か月以上の雇用関係にある者
- 4 電子入札システムの利用者登録が完了している者であること。
 - 5 奈良県警察仕様に合致した業務内容を公正かつ的確に履行し得る者であること。
 - 6 入札事項と同種かつ同等規模であると認められる契約実績があり、かつ確実に履行した者であること。

第3 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第4の1の(5)で示す期日までに、入札説明書で示す競争入札参加資格確認申請及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」という。）を第5の1で示す場所に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

また、開札日の前日までの間において、奈良県警察本部から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

第4 入札日程等

1 入札日程

手続き等	期間・期日	場所・方法
(1) 入札説明書及び特記仕様書の交付	公告の日から 令和7年9月16日（火）	入札情報公開システムによる公開 「奈良県物品電子入札等システムポータルサイト」 http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm
(2) 特記仕様書等の閲覧	公告の日から 令和7年10月9日（木） 午後5時まで	入札情報公開システムによる公開 「奈良県物品電子入札等システムポータルサイト」 http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm
(3) 入札等に関する質問	令和7年9月22日（月） 午後5時まで	電子入札システムへの入力
(4) 質問に対する回答	令和7年9月24日（水） 午後1時以降	電子入札システムによる回答
(5) 競争入札参加資格確認の申請	公告の日から 令和7年9月29日（月） 午後5時まで 書類の再提出の場合は、 令和7年9月30日（火） 午後5時までに提出	競争入札参加資格確認の申請及び書類の提出 ・ 電子入札システムへの入力（競争入札参加資格確認の申請） ・ 書類の提出場所 奈良県警察本部警務部施設装備課管財第二係（第5の1で示す場所）
(6) 入札参加資格確認審査結果通知	令和7年10月3日（金） 午前10時以降	電子入札システムによる通知
(7) 入札書の提出	上記(6)の入札参加資格確認審査結果の通知を受けた日から 令和7年10月9日（木） 午後4時まで	電子入札システムへの入力
(8) 開札	令和7年10月10日（金） 午前10時から	電子入札システムによる開札

(注) 奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する休日を除きます。

（電子入札システムの利用可能時間は、平日の8時30分から20時まで）

各項目の期限は、電子入札システムのサーバーへの電子データ到着期限となります。データの送信が期限までにサーバに到着しなければ、受付したことにはなりません。

2 入札書の取消し等

提出した入札書は引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

錯誤による入札を行った場合は、所定の「入札書錯誤無効届」を第5の1で示す場所の開札日時までに提出してください。

なお、この場合には本案件の入札には以後参加できません。

3 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。

再度入札（2回目）の締切日時については、開札以降に設定しますので、電子入札システムで発行される「再入札通知書」を必ず御確認のうえ、電子入札システムにより、締切日時までに入札書を提出してください。

なお、再度入札の締切日時までに入札書の提出を行わなかった者は、再度入札を辞退したものとみなします。

第5 問合わせ先

1 本件入札に関すること・契約を担当する部課等の名称

〒630-8578 奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部警務部施設装備課管財第二係（奈良県分庁舎4階）

電話番号（代表）0742-23-0110 内線2285

2 電子入札システム及び入札情報サービスシステムの操作方法に関すること

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号0570-021-777

平日：9時から17時30分まで（12時から13時までを除きます。）

Email:sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-systems.com

第6 その他

1 入札保証金

この一般競争入札の参加者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

2 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

(1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

(2) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）等に虚偽の記載をした者の行った入札

(3) 電子証明書を不正に使用した入札

(4) 電子証明書を不正に使用した者の行った入札

(5) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札

(6) 開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点にお

いて入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
4 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

5 契約の解除

契約締結後、契約者について4の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、4の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

6 調達手続の停止等

電子入札等を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続について電子入札システムにより停止等の措置を行うことがあります。

7 その他

- (1) 詳細は入札説明書によります。
- (2) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続を行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合は、第5の1に記載の問い合わせ先まで連絡したうえで、指示に従い手続を進めてください。